

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十六年民生部定期監査の結果公表

公告

監査公告第七十二号

地方自治法第九十九條に基き、昭和二十六年度にかゝる民生部の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和二十七年十一月一日

鳥取県監査委員

岸 本 政 嘉

同 山 上 吟 鏡

同 前 田 玄 一

同 木 南 貞 治

監査執行箇所

監査執行年月日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

児童課	昭和二十七年六月四日
保険課	同日
厚生課	同日
世話課	昭和二十七年六月五日

監査委員	岸 本 政 嘉
同	前 田 玄 一
同	山 上 吟 鏡
同	木 南 貞 治

監査概況

一、本課管掌の事務事業の執行は容易ならざるものが認められるが、福祉施設については国の助成を得て漸次整備されつつあるも、施策活動面については経費の貧弱さもあつて概ね消極に陥つてゐる傾向にある。その労苦は多いが今一段と積極的活動を希望して已まない。

二、地方民の要望により昭和二十六年度において鳥取中央児童相談所東伯支所を設置し、(元倉吉町図書館を充當向う十ヶ年間無償借用)内部改造費二十五万円、初年度調辨費二十万円を以て二応整備、支所長外三名の

職員を以て発足しているが、設置後の運営費は鳥取中央児童相談所経費に喰込んでおり、しかも東伯支所分の特殊経費は国庫補助対象外となつていたので双方の運営に困難が伴ない自然業務が消極的に陥つていへる傾向がある。これら経費の点について充分検討し配慮の余地が認められる。

三、既設児童福祉施設の最低基準検査は随時実施しているが、未実施のものもあるようであるから全面的に年一回は検査が必要である。又検査復命書の記載不十分のものがあるので厳格に記録の上検討すべきである。なお、地方事務所に委任している各郡所在の母子寮、保育所その他福祉施設の基準検査の複命書は殆んど徴していないので厳格提出せしめその内容を検討することが肝要である。

四、二十六年児童福祉施設の施設及び拡充の状況は、県立養護施設の奨徳学校新築、精薄施設皆成学及び三ヶ所、児童相談所の改築補修を初め公立母子寮一ヶ所新築、私立養護施設一ヶ所の改増築があり、特に公立

る。又事前に受講申込取消の者に対する料金を返還してゐるのは適当でない。

七、児童福祉の施策として二十六年途中で新しい新築に実施されたものに保護受託者制度と身体障害児童の保護があるも、何れも法令の制定遅延と予算措置の關係で、二十六年は余り活潑に実施してゐなかつたが、重要な児童福祉の施策として二十七年より積極的な活動を希望する。

八、県下要保護児童の潜在数は常に把握しておくことが児童福祉行政の基盤となるものと考えられるが、二十六年における該当者数の調査をしていないため最近の該当者数が不明である。毎年一回位は調査しておく児童福祉行政の完遂に資することが肝要と認める。

九、当課主管事務事業は一面地味であるが、重要にして又困難なるものがある、しかるにその陣容は極めて弱体の感がある、殊に本課及び出先の保護福祉機関の定員配置に矛盾があるもの、或いは配置不足のものが認められる。例えば本課の場合積善学園定員内で二名、

保育所の新築設置が九ヶ所等総事業費二千二百七十餘万円を以て施工しており年々児童福祉施設が増設拡充されていることは関係者の努力によるものが多く、欣びに堪えない。しかし、既設福祉施設の中、法に示す最低基準に達していないものが未だ相当存在しているものでこれが改善方については今後各段の指導が望ましく。

五、奨徳学校の充てん整備に当り旧建物(校長舎及び寮舎)を解体しこれを以つて同校小使舎を新築しているが、これが経費十六万七千三百円を設計書面にて相殺し(一部残古材は売却)経理しているが、この取扱は收支経理を混同するものであり、又県有財産の取得処分上の措置についても適当を欠いてゐるものと認める。

六、保母の資格認定講習会を経費予算三万円(半額国補)を以て実施しているが、教材費その他受講期間中の経費に充用の爲め受講者一名当り二百円を徴しているが、これが出納簿記載が粗略につき厳格に記載が必要であるし、受講料領収の際当人え領収証は交付すべきであ

児童相談所附設一時保護所定員内で二名、奨徳学校定員内で一名、合計五名を喰込み配置しており、又二十六年度における中央からの配置基準に対し、児童相談所判定員、相談員に五名の不足を生じ、児童福祉司三名(八頭、気高、日野地区駐在予定)の欠員が見られる等、人事の配置状況に適当を欠いてゐる点を指摘することが出来る。斯の如きは事業の完遂、人員配置の適合性、或いは経理の合理性から謂つて甚だ面白からざるものが認められるので、関係先と協議の上速かに是正すべきであらう。

一〇、児童福祉行政の一施策として、青少年問題協議会が設置され、教育、司法、労働、警察の諸機関職員と一般有識者により構成されておるが、この協議会は本省よりの通牒により設置しているものであつて、活動その他運営経費の裏付けなく又専任の事務局職員も配置されていない実情から、総合的活動の困難性が認められる。又本協議会の構成内容から見ても、総合的或いは部門的活動が消極的に陥る惧れもあるので、児童福

社施策の最も重要な本協議会の活発化を図るため、経費と事務局専任職員の配置が特に必要である。

一、児童福祉思想の普及啓蒙については相当努力し、又、一般も漸次認識を深めつゝあるが、これが徹底化については週間行事に止めず常に啓蒙指導に努むべきである。指導の面について見れば、要請によるものゝみに傾き、兎角消極的に陥つてゐるからいがある。又児童福祉週間の行事は僅か一万四千余円で、ラジオ、新聞、ポスター等による啓蒙宣傳と優良児の表彰とを行つた程度で、主体は町村に委せてゐるようであるが果としても児童に直結した地域的行事の実施が望ましく。

二、母子会育成指導は概ね消極的にして、指導相談も要請訪問に止まり従つて、地区母子会の不活発なものは放任されている傾向にあるので、地方事務所と提携協力して、相談指導の完璧を期すべきである。なお母子会実態調査表も一部町村分は提出されてゐないし、又隔月毎に開催する相談員の打合会に於ける議事記録

もされてゐない等母子対策については今一段の努力が望ましく。

一三、未亡人に対する生活安定策として、一部母子会に對し生業内職斡旋資金百万円を繰替貸付しているが、これが実際の運用期間は五十日乃至二百日程度で、短時日の爲め運営に支障を生ずるものと認められる。これ等生活基盤を持たないものゝ更生策としては年度を継続して資金を貸与し、円滑なる事業の運営をなさしめ、眞の自力更生を図らしめることが実の伴つた施策ではないかと思う。当局の考究を願いたい。

一四、経理その他の事務処理の中、左記の点今後注意し改善する様希望する。

(1) 過年度収入金の中、児童福祉償還金及び当該市町村の分担金として、十二万八千九百三十六円を未收としていたが、今後徴收に一層努力をすること。

(2) 国庫補助金、寄附金、弁償金、繰替金等各種収入金の受入時期が遅れ、概ね、年度末になつてゐるので早期収入する様努力すること。

- (3) 調査、指導その他一般行政用務のための出張旅費を委員旅費或いは派遣旅費で支出しているものが見られたが適当でなく。
- (4) 保母試験委員手当を予算化してゐないため、一部旅費を以つてこれに充てゝゐることは適当でなく。正規に手当予算を計上、支給すべきである。
- (5) 昨年度監査結果についても言及したが、福祉生学資金台帳は、現在小型カード程度のものを作製してゐるが、今後相当の貸付員数となり、又、順次償還開始の者も生じてくるので、長期備付に適する確固たる台帳に改善すべきである。
- (6) 母子会に対する貸付金の支出証憑書に町村長の承認書の写のものがあつたが、会計課の支出書類には正本を添付すべきである。
- (7) 事務文書を事業関係に混同して編綴してゐたり、関係者が夫々所持してゐたが適格整然と編綴保存すること。

保 險 課 昭和二十七年六月四日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
同	前 田 玄 一
同	山 上 吟 鏡
同	木 南 貞 治

監査概況

一、本県国民健康保険活動の動向は、県下一六八市町村の中、活動保険のもの六六市町村と他に特別組合一があるが、その普及率は三九、六%であつて全国平均五〇%に比べ低率であり、活動も小数のものを除き概ね不振である。この低率不振の状況は、社会補償の一環である本制度に対する県民の無理解と、市町村当事者の熱意の足らない点にあるが、根本的には一般県民経済の逼迫と目先利害の打算的傾向に陥つてゐることが指摘されねばならない。従つてこれが再建については容易ならざるものがあるので、当課担当職員は一片の印刷物とかその他の宣傳啓蒙のみに止めず、市町村理事者個々について理解と熱意を求めめる方策を採つてゐ

ることは結構である。又、これが再建の一方策として、国庫補助金、県費補助金の増額或いは負担金の法制化の希望を持つているが、本制度の精神から見て、又、これのみに依存することは不可能につき前記県民の自覚と市町村理事者の熱意を促すことが再建の鍵と謂わなければならぬ。

一気には困難であるが、序々に再建せしむるよう格段の努力を希望致したい。

二、法に示されている保険者に対する指導監査と事務担当職員の練成は、県下六十七保険者の中約半数のものゝみ実施しているが、保険者の運営は殆んど全部が保険税(料)の滞納により四苦八苦の状況であり、二十六年年度において一般会計よりの繰入額は約一千七百余万円に昇り保険給付額の一割相当額に及んでいる。

又、他に療養担当者(医療機関)に対する未払額も相当額に及んでいる模様であるが、斯の如き運営状況から見て、全保険者の指導監査を実施し、理事者を督励することが最も肝要と認める。

三、療養担当者の指導監督は、国民健康保険担当者のものとして單獨的に立入監査は実施していないが、殆んど全部が健康保険医である関係上、これと併せて実施しており、又、厚生省の監査実施の際にも同行している様である。しかしながら特に一般的に非難の声のあるもの或いは不良と目されているものについては随時抜打的に立入監査を実施して被保険者が信頼し医療を受けられる様指導が望ましい。

四、国保事業の再建乃至は運営振興に不可欠条件となつてゐる保険者直営診療所及び病院設置に努力し、逐年増設されつゝあり、総数三三ヶ所昭和二十六年年度において四ヶ所の新設を見ている。殊に、衛生部の所管する無医村の解消の線に副つて設置も考えられ一石二鳥にもなるので今後これが直営診療所の設置については格段の努力をされたい。

五、保険活動休止中のものゝ再建については、容易ならぬものがあるが、これが啓蒙指導の一環として国保振興週間、月間行事を県費七万三千余円を以つて行つて

いるが、この結果については状況報告程度に終り、末端に亘る詳細なる動向把握がされていない。今後の再建対策に資するために成果を把握し検討することが肝要である。

六、国民健康保険診療報酬審査による一ヶ月平均の審査件数一九、〇〇〇件、金額一千三百万円程度の巨額に上つてゐる状況であるが、これに引かえ保険料の収納状況は何れも不振に陥つてゐるのが現状である、健全なる保険活動の如何はこの收支均衡によるところが大であつて、支出の抑制と収入の確保につき強力に指導をし、保険活動の休止に陥ることのないよう格段の努力を望む。なお啓蒙対策として厚生省指定保険者に西伯郡大山村を指定しモデルにするよう特別指導しているが、調査報告も多く事務的に多忙に終らしめるのみで、何等の恩恵を与えていない。これらに対し果として何等かの配慮が必要と思う。

七、診療報酬請求書の審査手数料は県條例により保険者より審査の月の末日までに納付のこととなつてゐるも二十六年度取扱件数六二件年額拾五万余円を年度末迄

納入せしめずにいることは適当でない。なお未納分が四千余円ある等収入措置は良好でない。今後は嚴重に納期内に納入せしめるよう措置すべきである。

八、経理その他事務の処理状況は昨年比し良好で改善整理されているが未だ充分でないものがあるので左の点今後一層留意されたい。

- (1) 受発文書件名簿の整理が不充分で受付記録せず又これが回報を号外として発文書の取扱もなく施行している。
- (2) 庶務関係その他文書の供覧状況が悪く印洩れが相当地あり書類の編綴保存も良好と認め難く、後開文書の後日の閲覧なく完結綴入しているものが若干見受けられた。
- (3) 予算経理簿の記帳整理は支出内容使途等記入されず、訂正の際も責任者印なく書き替へている等整理の不充分的ものがある。
- (4) 消耗品交付簿中原紙七八三枚、印刷用紙一二締、鉛筆三六三本等一括払となつてゐるがその要求の都

度適量を交付すべきである。

厚生課 昭和二十七年六月四日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 同 前 田 玄 一

一、当課は民生安定の施策として国民の最低生活保障に
 関する生活保護法の施行をはじめ身体障害者の福祉、
 引揚者その他生活困窮者の援護更生、災害救助等社会
 福祉に関する広汎な事務を管掌しており鋭意努力して
 いるが、法に示された絶対的業務の完遂に追われてお
 り諸施策の積極的運営については未だしのよう見受け
 た。もつとも社会福祉事業法の施行その他関係法令の
 改正によつて組織面及び事務面の大幅な変更がもたら
 されたのでこれに伴い当課の業務が相当幅狭したため
 のようであるが、いづれにしても今後積極面に対して
 も研究努力を望む。

二、生活保護法の運用については従来濫給漏給の防止情
 実の廃除等措置の公平適正化に努力しているものゝ見

角徹底を欠く憾があり毎回の監査の際にも指摘してい
 るところであるが、本年度は十月以降負担区分の變更
 福祉事務所の設置、民生委員制度の改変等根本的な改
 革が実施された関係上県下町村事務の指導監査の完遂
 を期し、昨年度に引続き五ヶ町村に対して実施し未
 監査町村二四を除き市町村の監査を執行したことは結
 構である。しかし実施に当つての事前計画指導監査内
 容及び事後措置並びに記録復命などの事務処理は適切
 且つ妥当と認められたが時期遅れの憾がある。なお昨年十
 月より本年三月までの各目に於ける生活保護世帯数の
 推移は漸時減少の傾向を示しており一部自力更生によ
 る生活安定に因るものもあるようであるが、主として
 福祉事務所の設置(県は暫定的に地方事務所に福祉課
 を設置)に伴う保護事務の適正化による一時的減少を
 挙げている一面過去における町村事務指導監督の措置
 に反省を与えるものとして注目すべきであり、今後福
 祉事務の遂行に一層慎重を期すべきものと認め。

生活保護世帯数

月 別	県(地方事務所福祉課)	福 祉 事 務 所				計
		鳥 取 市	米 子 市	倉 吉 町		
昭二六、三	六、一〇七	九九四	八四一	一五三	六、四五一	
昭二六、一〇	五、八四二	九〇七	八二一	一四八	七、八一八	
昭二七、一一	五、七五九	八九二	七八四	一四三	七、六七八	
昭二七、一二	五、六九三	八五五	七六七	一四三	七、五五八	
昭二七、一	五、七八四	八八二	八〇九	一四六	七、七二一	
昭二七、二	五、七八四	八八二	八〇九	一四六	七、七二一	
昭二七、三	五、八一四	八八二	七九五	一四八	七、七三九	

三、県下授産施設は本年度当初十五ヶ所であつたがその
 運営状況は二、三の施設を除き殆んど不振のようであ
 りそのため年度内一箇所閉鎖している状況である。元
 來授産施設の運営指導はそれぞれ専門的な経営技術面
 にまで及ばなければ完璧を期し難く現状から見ても極め
 て困難なものであることゝは察せられるが事業主体で

ある町村当局者の熱意如何が先決問題であり積極的活
 動を促進することが急務と考えるので強力な措置対策
 を望む。

四、生活困窮者等の授産内職指導については昭和二十五
 年度より生困活窮者及び未亡人等を対象として毛糸編
 物の講習会を開催し効果を挙げているようではあるが、

これが経費も僅少であるし、なお他の内職についても研究指導し更生援護の充実強化を希望致したい。

五、身体障害者福祉事業については身体障害者福祉法により手帳の交付補装具等の交付及び修理その他巡回診査、相談等を実施しているが未だ不徹底のようである。県下身体障害者数は六、八〇〇余人(該当者数の実数を把握してゐない)と推定されているが手帳を交付したものは現在一、九三三人であり今一層これが主旨の宣傳と啓蒙をなし手帳交付に努力すべきものと認められた。なお同法により鳥取市吉方に県立義肢修理所を設置しているが運営について検討の余地が多い。特に最近義手義足等の修理申込者が多いにもかゝらず需要を充し得ないためやむを得ず大阪方面に委託するといった状況であり、このため年間五十万円の委託修理費を費している。同所の機能を發揮せしめ運営の万全を期するよう再考を促したい。

六、更生資金貸付金の回収状況は昨年と比較すれば相当成績が向上してはいるがなお一層努力を要す。これが

回収如何により今後の貸付に影響を及ぼすので更生事業協力会と密接なる連繋により一層積極的回収に留意を望む。

七、災害救助事務については一朝有事の際に遺漏のないよう準備が大切であつて平素の訓練の必要なことは言を俟たないが本制度はこれを実施してゐない。今後は非共実施すべきものと認める。

八、昭和二十六年三月社会福祉事業法の公布施行に伴い十月一日各地方事務所福祉課を新設したのであるがこれにさきだち講習会を開催し法定の資格を附与した者の中より五十一名の職員を充当し一応陣容の整備はしたものの、現状は生活保護法による扶助金支給上の運用面のみに手一ぱいであり、被保護者の更生面或いは、児童福祉の部面には手が出ない実状のようであるので今後の指導方針として再考を煩したい。

九、同和事業については本年度十ヶ村のモデル部落を指定し墓地の整備、道路水路の改修、公民館、遊園地の新設等環境改善事業の促進助成をなすと共に講演会の

開催等教育文化面における向上を期し指導に當づているが、県費補助予算が少く(当初予算八万円二月追加五十万円)一部落六万円の補助金を概ね均等に交付してゐる。この様な申訳的な補助に終ることのないよう重点的継続的な助成指導をなし漸次普及改善していくことが肝要と認めるので予算及び計画指導に一層の配意を望む。

一〇、経理その他の事務は概ね良好と認められたが施設に対する補助金の交付に當つては検査確認に一層留意すること。

世 話 課 昭和二十七年六月五日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 前 田 玄 一
同 木 南 貞 治

監査概況
一、当課は未復員者及び邦人未帰還者の調査並びに留守宅渡災害給与業務等を管掌しているが、引揚の進捗に

件つて人員機構等も縮小され昭和二十六年度は職員数二七名(主事一〇名雇三名女子職員一四名)となつてゐるが、昨年七月以来本年三月新発足の戦病死者遺族補償事務の準備事務に忙殺され臨時職員(六名)を備入れて漸く処理してゐる実情であつて新業務遂行の万全を期するためには増員或いは職員の組織替えを考慮すべきものと認められるので当局の配意を望む。

二、昭和二十六年度当初の未復員者数は旧陸軍関係四八一名(ソ連四七九、ビルマ、フィリッピン各一)旧海軍関係四名(ソ連二、中共、フィリッピン各一)計四八五名であつたが年度内に僅か五十四名を減じている状況であり、これとても多数の調査資料を総合した結果死亡と認定し処理してゐるに過ぎない実状であつて、国際的な措置に俟つのほか根本的解決は望み得ず多額の経費と日子を費して單に死亡認定によつて件数が減じてゐるといふことは洵に憂慮すべきものがある。

これら未復員者について当課の撻まぬ努力によつて判明してゐる状況は次の通りである。

地区	生存		死亡		不明数	計
	見込数	見込数	見込数	見込数		
ソ連地区	九二	一六	三一	九		四二七
中共地区		一				一
ビルマ地区						一
フィリピン地区						二
計	九二	一七	三二	二		四三一

また一般邦人についても年度当初四五四名であったが年度内に新たに五六名の在留事実を把握しこれら五〇名に対しても未復員者と同様調査に当つてゐるが未帰還者の安否確認に折角の努力を望む。

三、戦病死者遺族補償業務に関する準備作業のため任意に補償係を設置し保有資料による調査表の作成事務の研究等万全を期してゐるが支那事変以前の分については保有資料に乏しく調査表の作成に困難のようであつた。いづれにしても正確な資料を整へ補償業務に公明を期することが肝要である。なお一般に対する趣旨の

徹底その他啓蒙指導については未だ積極的活動が見られていないので努力を望む。

四、当課には従來の行きがりと政府の出先官署の關係によつて依然として一復係二復係を設置してゐるが現在二復係所管の旧海軍關係未復員者数は数年來新しい事實の把握もなく固着の状況のようであるので財政的能率の見地からしても旧陸軍海軍の別に拘泥することなく係を統合すべきである。また戦病死者遺族補償業務に関する指導処理方針も統一してゐないように見受けられ、特に在郷死者に対する認定については主観的な解釈によることなく慎重な処理をなすべきである。いづれにしても同一の法律施行について統一を欠くことは適當でないので専門係を新設し統制ある処理をなすことが緊要と認められた。

五、未復員者及び帰還者留守宅渡給与事務は面接支給してゐたのが二十五年度より果出納長支給となり過誤の発生する危険性があつたにもかゝらず、本年度は支給該当者の把握と臨事出納員による出納長支払事務

代行により未然防止に努力され、年度内においては過誤の皆無であつたことは結構である。

二十六年度内の取扱件数を見れば次の通りである。

- 留守宅渡 延三、七〇四件 七、三八九、〇〇〇円
- 死者給与 " 五一件 九、三五九円
- 遺骨交付 " 一一七件 一六二、六〇〇円
- 遺骨引取埋葬 " 一五四件 三九六、〇六〇円
- 災害給与 " 四九〇件 二、五三一、四四一円
- 計 " 四、四一六件 一〇、四八八、四六〇円

六、遺族に対する土器蓋の傳達は旧陸軍關係のみに実施されたのであり爾後旧海軍關係に重点を示向されるとは謂え旧陸軍關係で住所不明により未令達のもの約二〇〇件あるので究明に一層の努力をなし該当者をして漏れなく恩恵を受けしめるべく遺漏のなきよう措置すべきものと認む。

七、巢鴨或いは外地に在る戦犯服役者本県該当者は十六名であるが各府県の慰問品差入状況は相当活潑にされ

ているにもかゝらず本県としてはこれ迄その例を見ず甚だ遺憾である。遺家族に対する援護も必要であるが至急善処を望む。

八、復員業務並びに未引揚邦人調査事務の委託により国より委託金の交付を受けてゐるがその最後決定額が年度末に決定したため支出超過となり歳入欠陥に陥らしめてゐる。種々事情もあらうが歳入確保に格段の努力をなし收支の均衡に留意し今後斯ることのないようにせられたい。

九、本年度は種種の事情により予算編成の時期が遅れ予算執行に相当無理を生じてゐる点が見受けられたので今後は早期且つ計画的に執行し得るよう財源の確保その他について中央との接觸に一層の努力を望む。

一〇、事務の処理状況は適當であり特に各種帳簿書類の整理は良好と認められた。